

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 62 条第 1 項の規定により、京都府海面における第 15 次漁場計画を定めたので、同法第 64 条第 6 項の規定により、当該計画の内容及び漁業法施行規則（昭和 25 年農林水産省令第 16 号）第 24 条に定める事項とともに、漁業の免許予定日及び申請期間を次のとおり公示する。

令和 5 年 9 月 1 日

京都府知事 西脇 隆俊

1. 京都府海面における第 15 次漁場計画の内容
別紙 1 のとおり
2. 漁業法施行規則（昭和 25 年農林水産省令第 16 号）第 24 条に定める事項
 - (1) 京都海区漁業調整員会に意見を聴いた結果の概要及び当該意見の処理の結果
令和 5 年 8 月 3 日開催の京都海区漁業調整員会において審議され、同日付で異議ない旨の答申があったため、原案のとおり漁場計画を作成
 - (2) 漁場図
別紙 2 のとおり
3. 免許予定日
令和 6 年 1 月 1 日
4. 申請期間
令和 5 年 9 月 1 日から同年 10 月 31 日まで